

# 大分大学学術情報拠点古本募金事業規程

平成30年9月10日制定  
平成30年学術情報拠点規程第1号

## (趣旨)

第1条 この規程は、学術情報拠点における古本募金事業の管理運用に関し必要な事項を定める。

## (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「古本募金」とは、寄附のあった書籍等を事業者が換金した金銭等を寄附金として受け入れることをいう。
- (2) 「古本募金事業」とは、学術情報拠点において学習環境の整備及び学習支援活動の推進を図ることを目的として実施する古本募金に係る事業をいう。
- (3) 「事業者」とは、古本募金の業務に携わる民間事業者等であつて、国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）が古本募金事業に関する業務提携契約を締結するものをいう。

## (対象)

第3条 古本募金の対象は、古本募金事業の目的に賛同し、法人に寄附をしようとする者（以下「寄附者」という。）の不用となった書籍等とする。

## (寄附金の受入れ)

第4条 法人は、寄附者によって事業者に送付された、又は法人の設置する回収箱等に投函された書籍等について事業者が算定した換金価額の金銭等を、寄附金として受け入れる。

## (寄附金の収納)

第5条 出納命令役は、寄附金が納入されたときは、学長に報告するものとする。

2 学長は、前項の報告を受けたときは、寄附者のうち希望する者に対し、別に定める寄附金領収書を送付するものとする。

## (寄附金の経理)

第6条 前二条に定めるもののほか、寄附金の経理は、国立大学法人大分大学寄附金受入れ及び経理事務取扱規程（平成16年規程第59号）（第4条から第6条及び第8条を除く。）の定めるところにより取り扱うものとする。

## (管理運営の審議)

第7条 古本募金事業の管理運営に関する事項は、大分大学学術情報拠点運営会議において審議する。

## (事務)

第8条 古本募金事業に関する事務は、研究推進部学術情報課において処理する。

## (雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、古本募金事業の運営に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この規程は、平成30年9月10日から施行する。

## 附 則（令和2年学術情報拠点規程第3号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。